

市民センター館長人材育成方針

令和2年4月1日 改正

市民文化スポーツ局 地域・人づくり部

1 市民センター館長人材育成方針の必要性

市民センターは、ふれあいのある心豊かな地域社会づくりを促進するため、地域における住民の交流及び主体的活動の拠点として設置された。また、市民センター館長は、市民センターの総括的な管理運営だけでなく、市民センターにおける講座や各種事業の実施などを通じ、地域づくりや人づくりの支援を行っている。

一方、地域においては、近年、防災・防犯や子ども・高齢者の見守りなど抱える課題が年々多様化しており、その課題に対応するため、住民主体によるまちづくりの必要性が改めて見直されている。

こうした状況の中、館長は、地域の現状や課題を十分把握するとともに、まちづくり協議会などの地域団体と連携し、地域に寄り添った支援を行うことが、より一層求められている。

このため、館長一人ひとりが、果たすべき役割や目指すべき姿を理解し実践していくとともに、採用・配置や人事評価、さらには研修などを実施する関係部署がこうした役割などを共有しておく必要がある。

このような状況を踏まえ、「市民センター館長人材育成方針」を策定し、館長の役割や育成の方向性をより明確にするとともに、関係部署が共有・連携することで、より効果的に館長の育成を図っていくこととしたい。

2 市民センター館長人材育成の基本的な考え方

～ 地域に寄り添い、地域とともに成長する市民センター館長 ～

地域を取り巻く環境は、その地域が持つ歴史や文化、また、地域団体の組織体制や活動内容など様々であるとともに、市民センターの校区内における人口規模や人口構成、学校や病院、企業や施設などは、地域づくりや人づくりを行っていくうえで大きく異なっている。

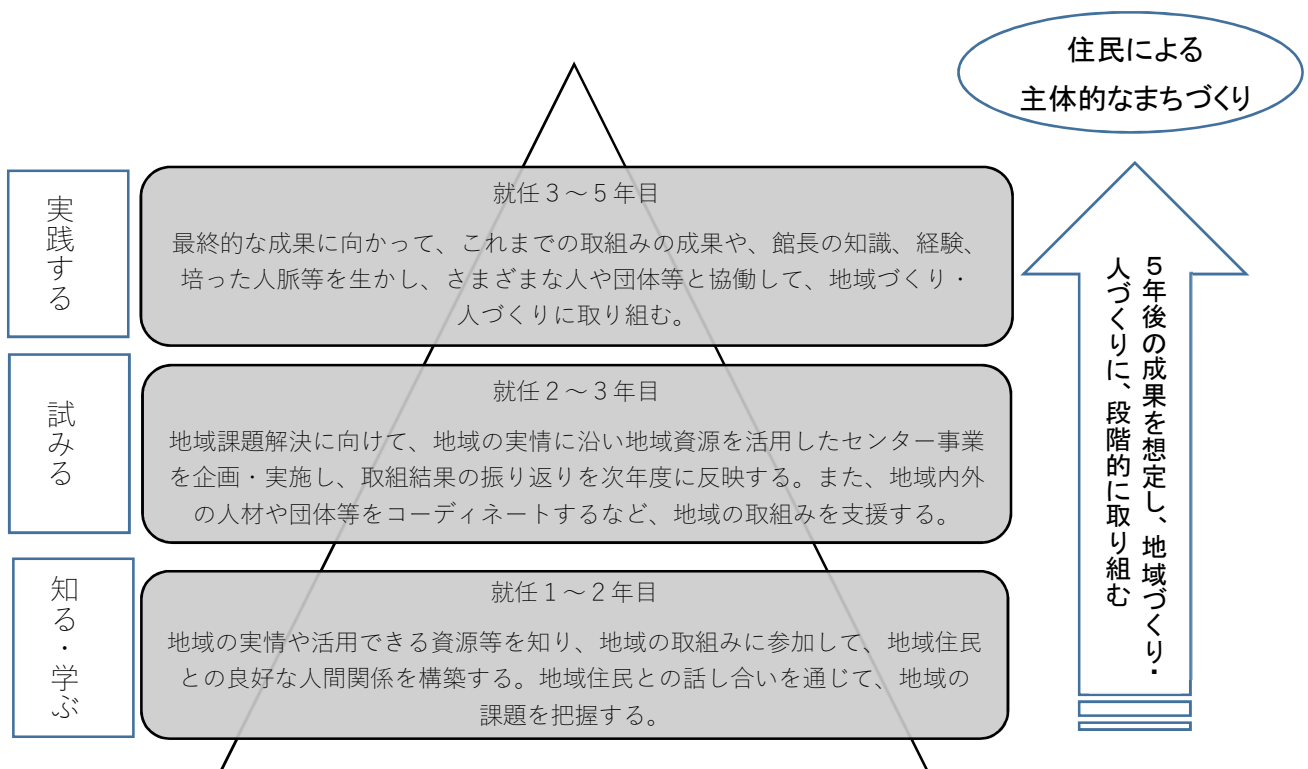
このような中、館長は、まちづくり協議会や自治会など、地域住民との話し合いを通じて地域の課題を把握し、館長として何ができるか、また、何を求められているかを理解し行動へとつなげていくことが重要である。

同時に、まちづくり協議会などの地域団体が、館長のセンター運営や業務に理解を示し、市民センターの取組みに協力して、地域と市民センターがお互い寄り添い、支えあう関係を築くことが求められる。

そこで、館長の育成に当たっては、館長が地域に寄り添い、地域とともに成長していくことを目指すとともに、この方針で掲げる育成の方向性や目指すべき館長像に沿って、人事評価や研修を活用しながら、関係部署が連携し、効果的な育成に取り組む。

また、実施に当たっては、就任年数と勤務経験に応じた行動モデルを示し、段階的にスキルアップを図ることができるよう、館長に助言・指導を行うこととする。

〔館長の就任年数による行動モデル〕



3 目指すべき市民センター館長像

(1) 地域づくりに熱心で、かつ、地域の調整役として円滑なコミュニケーションがとれる館長

- 地域を愛し、地域に足を運び、地域と一緒に汗を流して、お互いに信頼しあう関係を作る
- 積極的に地域とかかわりを持ち、住民の話をよく聞き、意見を引き出し、尊重する
- ボランティアや様々な活動をしている住民を通じ、地域の課題を知り、サポートする
- 福祉や生涯学習、防災、防犯など多様な視点・知識を持ち、センター事業を実施し、また、社会教育主事などとともに地域活動を支援する
- 親しみやすい市民センターづくりを心がける
- 行政機関の第一線であるとともに、地域と市役所との繋ぎの役目を果たす

(2) 地域の現状と将来を見据えて、地域と協働し、人づくり(人材育成等)に取り組む館長

- 地域活動に取り組む住民を増やし、将来を担う人材を育成する意識をもって、市民センター事業を実施する
- 地域でボランティアなどの活動をしている住民の意欲を高め、その活動を支援する
- 地域住民や、地域の歴史・文化、学校・施設・企業など地域資源に興味を持ち、探す・発掘する・活かす
- 様々な分野にアンテナを伸ばし、いろいろな人とつながって、地域の人づくりに活用する

(3) 安全・安心なセンター運営と施設管理ができる館長

- 施設管理者として、利用者が安心して利用できるよう、職員と連携した施設運営を行う
- センター職員や生涯学習推進コーディネーターなど、スタッフと密接に連携をとる
- 日頃から区役所と情報共有し、緊急時には迅速な報告、連絡、相談を行う
- 施設の状態を適切に把握し、必要に応じた対応を行う
- 市職員としての自覚をもち、法令、規則、服務規律を遵守する